

意見公募要領

1 意見募集対象

- (1) 既存の制度・規制等によってICT（※）利活用が阻害されている事例・状況
- (2) ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠
- (3) ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案

※ICT=Information and Communications Technology（情報通信技術）の略

2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) 及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄に掲載するほか、連絡先において閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

様式の意見提出フォーマットに日本語にて記入の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：ict-vision_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課あて

注1 迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「_atmark_」を「@」に置き換えてください。

注2 電子メールの表題は「【ICT利活用】意見の提出（●）」としてください（「●」の部分は意見提出者名（団体名又は個人名）に置き換えてください。）。

注3 マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイルで提出をお願いします。その際、ファイル名は「■.doc」又は「■.jtd」としてください（「■」の部分は意見提出者名（団体名又は個人名）に置き換えてください。）。

注4 電子データの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(2) FAXの場合※

FAX番号：03-5253-5721

総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課あて

(3) 郵送の場合※

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館

総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課あて

※ 意見をFAX又は郵送で提出する場合、別途意見の内容を記録した電子データの提出をお願いします。

4 意見提出期限

平成22年8月20日（金）17時必着（郵送の場合は、同日付けの消印まで有効）。

5 留意事項

頂いた御意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、御意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

なお、御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号及び電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認のために利用します。

意見提出フォーマット

所属（会社名・団体名等）	
氏名（※）	
住所（※）	
連絡先	連絡担当者氏名： 電話： FAX： e-mail：

※ 法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を御記入ください。

1. 項目	※ ICT利活用促進の観点から、見直しが必要と考えられる事項を簡潔に示すタイトルを御記入ください。 (例) ○○に関する書面提出義務の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	※ 既存の制度・規制等（法令、条例、通達等、国又は地方公共団体の定めたルール）により、どのような場面において、どのようにICT利活用が阻害されているのか、具体的に御記入ください。 (例) 現在、○○を行う際には、○○に対して○○を書面で提出することが求められている。○○サービスをインターネットを通じて提供することは、○○に関する国民の利便性を向上させるとともに、新たな市場の創出につながるものと考えますが、このような書面提出義務があることから、困難な状況となっている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	※ 上記2. のような事例・状況をもたらしている制度・規制等について、その根拠となっている法令等が明確である場合は御記入ください（明確でない場合には御記入は不要です）。 (例) ○○法第○条 ○○法施行令第○条 ○○に関する条例第○条 ○○省○○局長通達「○○の取扱いについて」
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	※ 上記2. のような事例・状況をもたらしている制度・規制等について、具体的な見直しの方向性に関する提案を御記入ください。 (例) ○○に関する書面提出義務を原則として撤廃し、○○の観点からどうしても書面提出が必要と考えられるケースについては、例外として個別に限定列挙する制度とすべき。

◆ 複数の項目について意見を提出する場合は、本意見提出フォーマットに従い項目ごとに作成してください。